平井寺トンネル有料道路

受配電設備改修工事

共通仕様書

平成２４年5月

長野県道路公社

共　通　仕　様　書

本仕様書は平井寺トンネル受配電設備改修工事に共通するものとし、長野県の土木工事共通仕様書、建築工事標準仕様書及び特記仕様書と共に、仕様書を構成するものとする。

１．工事件名

1-1　工 事 名　　平井寺トンネル受配電設備改修工事

1-2　場　　所　　上田市古安曽

２．関係法令及び規格基準

本工事は仕様書の他、下記規格及び基準に準拠して施工する。

１）建築工事共通仕様書	国交省
２）電気工事標準仕様書	〃
３）電気設備技術基準	経産省
４）内線規程	日本電気協会
５）中部電力工事規定	中部電力(株)
６）電気供給約款	〃
７）道路トンネル技術基準・同解説	日本道路協会
８）日本工業規格（ＪＩＳ）	
９）日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）	
１０）電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）	
１１）その他関係法規及び基準等	

３．一般工事概要

3-1　工事内容

本工事は、平井寺トンネル有料道路を通過する自動車の安全及び、快適性を向上させるための、トンネル受配電設備改修工事を施工するものである。

3-2　工事範囲

本工事は設計図書に示された範囲とする。

3-3　官公庁その他手続き及び検査

本工事に必要な電気関係申請及び道路関係の申請手続きは、本工事請負人が行うものとし、その費用は本工事請負人の負担とする。

但し、これに要する関係図書はそれぞれ関係者より、本工事請負人に提供するものとする。

１）道路関係占有許可申請及び届出（必要な場合）

２）予備試験

３）官公庁検査（必要な場合）

４）その他

3-4　工事開始

請負人は契約締結後指定期日以内に着工しなければならない。

ここで、着工日とは請負人が現地において打合せ、事務所、宿舎等の建設を開始し、または測量等を開始する日をいう。

3-5　疑　　義

工事施工上不審な点、または設計図、仕様書等に疑いを生じた場合には監督員と協議する。但し軽微なものについては、監督員の指示によって行う。

3-6　軽微な変更

工事の施工に際し、現場のおさまり、取合せ等の関係で機器設置場所、配線ルートまたは工法等軽微な変更は監督員の指示によって行う。この場合には請負金額は増減しない。

設計変更または追加工事の必要が生じた場合は、実施前に図面、内訳明細書を提出して承諾を得た後施工すること。

3-7　施工計画書

工事着手に先だち、施工計画書を監督員に提出して承諾を受けるものとする。

3-8　施工図、その他

必要のある場合は、この工事の施工図を遅滞なく請負者が作成して、監督員の承諾を受けること。

3-9　他工事との取合せ

時期的に他工事との取合せが必要な場合は、あらかじめ監督員の指示に従い、双方の請負者において協議の上、工事の進行に支障のないようにすること。

3-10　使用機材

本工事に使用する機材は、製造業者を指定してある中から選定し、指定のないものは監督員の承諾を得た後に使用すること。

尚、主要材料については、契約後速やかに工事主要資材発注報告書を提出するものとする。

ＪＩＳ、ＪＥＣ、ＪＥＭ等関係諸規格に制定されているものはこれに適合し、また電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承諾済のものを使用するものとする。

3-11　器具材料の検査

本工事に使用する器具、材料は全て現場搬入の都度監督員の検査を受けなければならない。

また、必要に応じて製作図または見本を提出するものとする。その際試験が必要な場合、それにかかる費用は全て請負者の負担とする。

3-12　施工の点検または立会い

工事施工に際しては、施工後容易に点検できない配線等は、原則としてその過程において監督員の点検または立会いを要する。

3-13　施設の検査及び試験

工事完了に際して監督員立会いの上、機器、配線等の検査を行い、これに合格することを要する。

また、官公庁の検査及び試験を必要とするものは、それぞれ合格したことを証明する文書を提出しなければならない。

3-14　そ の 他

1）請負人は労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従い工事現場内の労務者その他出入りの監督、風紀、衛生、火災及びその他の事故防止を行い、また、常に諸機械の整理清掃を行うこと。

2）工事の進捗、労務者の就業、機械の搬出入及び天候などの状況を記した日報、週報、あるいは月報その他の報告書を監督員の指示に従い提出すること。

3）請負人は工事完了の上は、官公庁その他の認可書及び竣工図を添えて、引渡しを行うものとする。

4）請負者が詰所、工作小屋、材料置場等仮設建物を設ける場合は設置場所、その他について監督員の許可を得ること。

5）その他必要なことは全て監督員の指示によること。

6）後片づけ

工事完了に際しては、監督員の指示に従い期間内に後片づけ、及び清掃を完全に行わなければならない。

7）取扱説明書

主要機器については、道路管理者が容易に理解できる取扱説明書及び説明図を提出するものとする。

8）予備品及び付属品

予備品及び付属品については、そのリストを提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

9）本仕様書及び設計図に明記されてない事項についても、本トンネルの設備機器としての機能及び、工事上必要と思われるものは具備するものとする。

10）監督員との協議の結果、指示事項が生じた場合は、すみやかに対処するものとする。

平成２４年度　平井寺トンネル有料道路　受配電設備改修工事

特　記　仕　様　書

本仕様書は、長野県道路公社が行う「平成２４年度　平井寺トンネル有料道路　受配電設備改修工事」について、必要事項を記載する。

１　工事概要

平井寺トンネル有料道路の換気用トランス及びＲＨ用トランスの取替を行う。

２　工事場所

平井寺トンネル有料道路　　上田市古安曽

３　工　　期

契約の日から９０日間とする。

４　受渡条件

現地据付試験調整渡しとする。

５　保証事項

引渡し完了日から起算して２年間を保証期間とする。

この間に請負者の責による不具合又は支障が発生した場合は、請負者は自己の負担で発注者が承認した方法及び期間内において取替又は修理を行うこととし、修理部品等は再使用開始後２年間を更に保証期間とすること。

６　適用基準・準拠規格

本工事の一般仕様は、「長野県土木工事共通仕様書」によるものとする。

また、設備の技術的要件は、この特記仕様書による他、次の規格に準拠するものとする。

（１）　建築工事共通仕様書　　国交省
（２）　電気工事標準仕様書　　〃
（３）　電気設備技術基準　　経産省
（４）　内線規程　　日本電気協会
（５）　中部電力工事規定　　中部電力（株）
（６）　電気供給約款　　〃
（７）　道路トンネル技術基準・同解説　　日本道路協会
（８）　日本工業規格（ＪＩＳ）
（９）　日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）

（10）　電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（11）　その他関係法規及び基準等

7　提出書類

契約約款に関わる書類のほか、下記の書類を提出すること。

（１）　承認申請図　　２部（施工前）
（２）　工事記録　　１部（しゅん工時）
（３）　工事写真　　１部（しゅん工時）
（４）　完成図書　　２部（しゅん工時）
ア　しゅん工図面
イ　試験成績書
ウ　その他必要なもの
（５）　その他長野県道路公社の要求するもの　　必要部数（指示した都度）

8　工事仕様

（１）　施工概要

本工事は、平井寺トンネル有料道路管理事務所受電所に設置されている換気用トランス及びＬＢＳの取替、ＲＨ用トランス及びＬＢＳの取替を行うものである。

なお、必要に応じて、関連する外部機関（中部電力㈱等）との連絡・調整を行うこと。

ア　換気用トランス設置　　１台（受電所内）

既設のトランスを撤去し、撤去場所に新製トランスを設置する。

イ　ＲＨ用トランス設置　　１台（受電所内）

既設のトランスを撤去し、撤去場所に新製トランスを設置する。

ウ　ＬＢＳ取替　　２台（受電所内）

既設の換気用ＬＢＳ並びにＲＨ用ＬＢＳを撤去し、新製ＬＢＳを各々設置する。

エ　ヒューズ取替

既設の換気用ＬＢＳヒューズ３本並びにＲＨ用ＬＢＳヒューズ３本を撤去し、新製ＬＢＳに各々３本ずつ設置する。予備ヒューズを各々３本ずつ納めること。

オ　既設電源系統へのトランス接続及び動作確認　　１式

既設トランスから電源系統及び温度警報の接続を切り離し、新製トランスに電源系統及び温度警報を接続する。

なお、停電日及び停電時間の詳細は協議の上決定する。

カ　撤去品の処分

対象：換気用トランス及びＬＢＳ（ヒューズ含む）、ＲＨ用トランス及びＬＢＳ（ヒューズ含む）。

（２）　機器仕様

ア　トランス

①　換気用トランス

電　　圧：一次側　６，６００Ｖ
　　二次側　　４４０Ｖ
定格容量：１５０ｋＶＡ

②　RH用トランス
電　　圧：一次側　６，６００Ｖ
　　二次側　　４４０Ｖ
定格容量：３００ｋＶＡ

③　その他
トランスはダイヤル温度計付（接点付）とすること。
絶縁形式（油、モールド、ガス等）は任意とする。
既設トランス撤去場所に設置すること。

イ　ＬＢＳ
①　本体
定格電圧：７．２ｋＶ
定格電流：２００Ａ

②　ヒューズ
換気用（１５０ｋＶＡ）：定格電圧　７．２ｋＶ・定格電流　５０Ａ
ＲＨ用（３００ｋＶＡ）：定格電圧　７．２ｋＶ・定格電流　６０Ａ

③　その他
ＬＢＳはヒューズ動作表示スイッチ付とすること。

９　その他留意事項

（１）　労働安全法等を遵守して、安全管理に万全を期すこと。
（２）　施工に際しては、周辺への騒音等に注意すること。
（３）　施工中、施設管理の都合により、作業を一時中断することがある。
（４）　本仕様書、現場説明事項、施工条件明示事項に基づくほか、施設及び設備の十分な調査を行い施工すること。
（５）　既設設備の停止を伴うため、停電日及び停電時間に関して詳細を協議の上決定し、停止時間を極力少なくなるよう対応すること。
（６）　工事に必要な工具、測定機器、ウエス等の消耗材料は、全て請負者にて用意すること。
（７）　工事において発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法規に基づき適正に処理すること。
（８）　本仕様書は、要領のみを記載するものであるため、記載のない事項であっても完成品として備えるべき事項は当然満足するものとする。本工事の仕様に疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

H23.10.1 適用

特 記 仕 様 書

1　本工事の設計図書は以下のとおり構成される
（1）　特記仕様書
（2）　図面
（3）　共通仕様書（平成２２年長野県発行「土木工事共通仕様書」・・・長野県庁ＨＰに掲載）
（4）　現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

2　この工事の現場代理人は、工事に関係する以下の図書について熟知し、施工にあたっては記載の規定によるものとする。
（1）　土木工事共通仕様書　　（平成２２年６月１日適用）
　　http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/system/shiyou/koji3/koji3.htm
（2）　長野県土木工事技術指針集　（平成６年：長野県土木部）
（3）　土木工事現場必携　　（平成２２年年度：長野県建設部）
　　http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/shido/gembahikkei/gembahikkei.htm
（4）　長野県土木工事施工管理基準（平成２２年６月１日適用）
　　http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/system/shiyou/koji3/koji3.htm

3　図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。
　なお、適用すべき基準として、土木工事共通仕様書（平成２２年６月１日適用）第１編第２章第２節に定めがあるが、これに以下の図書を加える。
　また、設計図書の記載とこれら図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。
（1）　本特記仕様書　２　に記載の図書
（2）　設計基準（1)、(2)　（平成１９年：長野県土木部）

4　個別工種の施工条件について、別紙のとおり定める。

施 工 条 件 明 示 事 項

長野県道路公社　平井寺トンネル有料道路管理事務所
工事箇所名　　上田市　古安曽

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1　工事内容

（1）工事概要：金抜き設計書のとおり
（2）本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。
（3）常にｺｽﾄ縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。
（4）新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件

（5）架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

（6）歩掛条件
（全・一部）工種については、下記の条件により積算を行っている。

2　工期関係

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して　９０　日間とする。
なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3　工程関係

（1）現場の制約・条件
施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・工事自粛期間等）

（2）地元・関係機関との協議
着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民とすること。

関係機関等	協議事項	内容	時期
中部電力㈱	停電に関する事項		現場工事

（地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ﾗｲﾌﾗｲﾝ事業者・ＪＲ等）
※なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記載し提出のこと。

（3）近接・競合工事との協議
本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
長野県道路公社	電気設備保守点検	H24.4 から H25.3	トンネル内	

4　施工計画

（1）施工計画書

・設計図書･「土木工事現場必携」・「土木工事共通仕様書」及び現場条件等を考慮し、現場での土工事等の着手前に速やかに「施工計画書」を作成し提出すること。

・薬液注入工の計上がある場合においては、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう下記について具体的に記載すること。

（薬液注入ﾌﾟﾗﾝﾄからの流出防止対策、ﾌﾟﾗﾝﾄ洗浄液の流出防止･中和対策、路面からの流出防止対策）

・工事内容に変更があった場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書に修正）を事前に作成し提出すること。

（2）添付書類

・「施工体制台帳」、「施工体系図」（請負金額にかかわらず提出）

・「下請負人通知書」、「下請負人に関する事項」、「再下請通知書」、すべての「下請負契約書」、「再下請け契約書」の「写」（下請け金額にかかわらず提出）。

・ﾘｻｲｸﾙ法第１２条第２項の規定による「告知書」の「写」（請負者に下請負がある場合）。

・「説明書」に「分別解体等の計画書」を添付すること。

・「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」。

・収集運搬業者･中間処理業者及び最終処分業者の各「許可証」の「写」。

・請負者と運搬･処理･処分業者との各「契約書」の「写」。

・処理･処分業者の所在地及び計画運搬ﾙｰﾄ。

・河川内作業における漁協との「協議書」の「写」。

注）施工台帳の下請負人の判断

事　例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請契約書写、施工体系図、 下請負人通知書含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導員、ｶﾞｰﾄﾞﾏﾝ	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要
ﾀﾞﾝﾌﾟ運転（１人親方のﾀﾞﾝﾌﾟ運転手）	①個人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載	技術者の配置不要
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	
１日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約および請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	
ｸﾚｰﾝ等の重機ｵﾍﾟﾚｰﾀを機械と一緒にﾘｰｽ会社から借り上げる場合	台帳に記載する	
他の建設会社から応援者を借り上げる場合	①応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は台帳記載	
	②応援者を借上げた会社が臨時雇用するなどして、その応援者と雇用関係にある場合は、台帳記載不要	技術者の配置不要

（3）関係機関への届出・協議

・工事市町村への「工事届」

・労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」

・公安委員会への「道路使用許可申請」

・道路公社への「道路通行制限願」

5　用地関係

（1）補償工事（給水用の仮配管等）

給水場所	取水箇所	方法	条件
なし	―	―	

（2）工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

・本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているので、工事着手前に管理者と立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、　　工は、重複して施工するので　月　日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期
		―		平成　年　月

（3）　工事用借地

・本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所･面積	項目	借地条件等（中止期間･契約見込）
作業ﾔｰﾄﾞ	No　　付近	借地期間	平成　年　月　日 ～　月　日 但し、
	約　　m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No　　付近	借地期間	平成　年　月　日 ～　月　日 但し、
	約　　m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	

・上記以外で必要な借地及びこれに伴う諸手続は、請負者側で対応する。
特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課･市町村･農業委員会等と調整をすること。

・借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。

・借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6　周辺環境保全関係

（1）当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。

（2）建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙『排出ガス対策型機械』のとおり。

（3）現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

（4）過積載防止関係

①県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。

②取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。

③対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。

④工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。

⑤実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理の上、竣工時に提出すること。

（5）排水への対応

・本工事施工に伴う排水は、沈殿処理･Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に

適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

（6） 第三者災害への対応

・本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上しているので、それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。
なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量･範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ～ 間	特記仕様
振動調査	No ～ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ～ 間	特記仕様
電波障害	No ～ 間	特記仕様

・特に、住宅近接地域での騒音･振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
・地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。
・現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ必要に応じ水質の監視を行うこと。
これは設計変更の対象とする。

（7）清掃作業関係

清掃作業には換気対策、作業機械運転及び機器取り扱い等、安全衛生法を遵守すること。

7 安全対策関係

（1）工事現場においては、共通仕様書１－１－３７に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

（2）安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。

（3）交通管理

① 交通誘導員

・本工事における交通誘導員は、下記の配置を計上している。

・なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者･警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合、当初設計で予定している施工方法に対しく違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工種	配置員数	施工時間	備考
		昼・夜	

・請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第４条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

・（国）○○号においては、長野県公安委員会告示第８号（平成１８年１２月４日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

・仮設ﾔｰﾄﾞ回りは、ﾊﾟﾈﾙﾌｪﾝｽ等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ･視線誘導板･回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。

また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとすること。

（4）掘削法面

・斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10～20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。

・「掘削法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。

・現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。

・掘削法面上部は定期的に点検し、ｸﾗｯｸの発生等地山の状態を常に把握しておくとともに、何時崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下の工事では十分注意すること。

（5）換気設備

・有害ｶﾞｽ･酸素欠乏等の対策として、安全費に○○工を○基計上してある。なお、安全対策として特別に必要となる換気設備等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

（6）各種センサー

崩壊・斜面崩壊等から作業員の安全確保のため下記のとおり技術管理費に計上している。

各種ｾﾝｻｰ	設置場所	設置数	施工時間	備考
	○○	基		

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

〔参考〕

1）建設現場における警戒避難雨量の設定

・河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県砂防情報ｽﾃｰｼｮﾝ（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://133.105.11.45/index.html）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。

【警戒避難雨量：連続雨量 75㎜、24 時間雨量 60㎜、1 時間雨量 15㎜】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

・連続雨量とは降雨中断が２４時間以内の総雨量をいう。

・上記の各雨量に該当したら工事を中断し避難をすること。

・降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2）土石流に対する安全対策

・河川内工事またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策を検討し提出すること。特に、下記の項目について検討すること。なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項　目	調　査　数　量	流域の状況
1渓流調査	渓流勾配が15°以上となる地点及び最急渓床勾配	
2渓床状況	土砂の状況	
3流量面積	渓床勾配15°地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落崖の有無	

3）降積雪期の建設工事における安全確保

・工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策を検討し提出すること。

・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。

・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
・作業着手前、作業中の安全巡視。
・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8　仮設工事等関係

（1）工事用道路関係

公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

（2）仮設材

・仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工･仮橋･足場等のうち、設計書に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

請負者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

・以下については任意仮設として計上してある。これはあくまで任意仮設であり、施工方法については請負者の創意によるが、施工計画書提出時にその方法について協議のと。

なお、現場条件に変更がある場合を除き、設計変更の対象としない。

仮設物	内容	期間	条件等
―	―	―	―
―	―	―	―

・本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するのもとする。なお、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」は、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1001K2103020230.pdf

http://www-bm.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

(参考)

http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf

（3）任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。請負者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としないものとする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項

（4）指定仮設

仮設物･仮設備名	内容・条件	特記事項

（5）　附帯工

・附帯工の範囲は管理者との立会･協議により決定する。

９　使用材料関係

（1）生コンクリート

・使用材料の品質管理のため、配合報告書内容を確認し監督員に提出することとする。

・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞　W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞　W/C=60%以下

＜無筋コンクリート＞（耐久性を要しないもの）W/C=65%以下

（2）ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ

・基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出することとする。

・材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとする。

（3）　ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ

・材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとするが、事前に使用材料の承認を得なければならない。

（4）その他

・生ｺﾝｸﾘｰﾄ及びｱｽﾌｧﾙﾄの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

１０　建設副産物関係

・建設リサイクル法対象工事の落札候補者は契約締結前に法第１２条第１項の規定に基づいて、発注者に対し事前説明を行うこと。

・本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の処分先を想定して処分費･運搬費を計上しているが、請負者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

・建設資材廃棄物は、建設リサイクル法第９条に則りその種類毎に分別すること。

・発生物のうち　－　は、本工事の　－　に使用するので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち○○ は、他工区に使用するため現場内の○○で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。

（1）建設発生土

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
市　　地先	指定	ｋｍ	別添地図参照

（2）　特定建設資材（建設ﾘｻｲｸﾙ法）

・請負者は、発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。

・請負者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。

・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種　　別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊		再利用	処理工場名	工場　　距離　　km
			数　　量	t
			直接工事費	処分費　　円　運搬費　　円
ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	無筋 Co	再利用	処理工場名	工場　　距離　　km
			数　　量	t
			直接工事費	処分費　　円　運搬費　　円
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名	工場　　距離　　km
			数　　量	t
			直接工事費	処分費　　円　運搬費　　円
	二次製品	再利用	処理工場名	工場　　距離　　km
			数　　量	t　・　m^3
			直接工事費	処分費　　円　運搬費　　円
建設資材木材			処理工場名	工場　　距離　　km
			数　　量	t　・　m^3
			直接工事費	処分費　　円　運搬費　　円

＊排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。この際、寸法を確認できる資料を提出す

ること。

（3）産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種　別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず(抜根･伐採材)	再利用	処理工場名	工場　距離　㎞
		数　量	t　・　m^3
		直接工事費	処分費　円　運搬費　円
汚　泥		処理工場名	工場　距離　㎞
		数　量	t　・　m^3
		直接工事費	処分費　円　運搬費　円
その他（金属クズ他）		処理工場名	工場　距離　㎞
		数　量	t
		直接工事費	処分費・運搬費　70,000 円

＊積算に用いる木くず処理量の体積―重量換算は、長野県実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。
なお、体積（m^3）での確認となる場合は、体積を確認できるように１台毎写真管理すること。

（4）建設副産物の運搬・処理

・建設副産物を運搬･処理･処分業者に委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結すること。
・廃棄物の運搬･処理･処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を工事資料に添付すること。
・下請負業者が建設副産物の運搬･処理･処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
・「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬･処理･処分されているか確認を行うと共に、「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ(A･B2･D･E 表)」の「写」と再資源化施設･最終処分場との関係を示す写真を、竣工書類に添付すること。
・請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項は以下のとおりとする。

(添付書類)

・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
・請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
・処理業者の所在地及び計画運搬ルート
・下請けがある場合は、告知書の写し
・「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」の「別紙４－１」説明書及び「別紙４－２」分別解体等の計画等

（5）再生資源利用等実施書の提出

・施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」･「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
・しゅん工時に、「再生資源利用実施書」･「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。
・作成は指定されたｼｽﾃﾑにより行い、実施書はﾃﾞｰﾀの入力されたＦＤを添付すること。
・対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

（6）処分量の確認

・建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない

本工事区間において、支障物件の処置を行う場合は、別紙『工事支障物関係』による。

１１　薬液注入関係

（1）薬液注入工

・調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。
・注入材・注入量

ｾﾒﾝﾄ乳液	水ｶﾞﾗｽ系		水ｶﾞﾗｽ系（瞬結）		工法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
kl	kl	kl	kl	kl	

・水質調査

	試験項目	分析回数	備考
水質調査	Ph	回	
	過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘ消費量	回	

（2）工事の留意事項

1）特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。

・薬液注入プラントからの流出防止対策

・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策

・路面からの流出防止対策

１２　品質及び技術管理関係

（1）建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。

（2）工事カルテ作成、登録について

・請負者は、工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い発行された「工事ｶﾙﾃ受領書」の「写」を監督員に下記により提出すること。

・受注時登録の提出期限は、契約締結後１０日以内とする。

・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。

・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内とする。

（3）建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたＱＣ版を入れる。

（4）コンクリート品質管理の取扱いについて

ア　コンクリート担当技術者の配置

・請負者は、５０m^3以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。

・同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

イ　責任分界点からの請負者が行う品質管理

・請負者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生ｺﾝ会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

ウ　ｺﾝｸﾘｰﾄ品質管理基準

・ｺﾝｸﾘｰﾄの品質管理は「長野県土木工事施工管理基準」によるものとするが、ｺﾝｸﾘｰﾄの打設量が 50m3 以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、ｽﾗﾝﾌﾟ試験、空気量測定の回数は次のとおりとする。

試験名	工種	ｺﾝｸﾘｰﾄ種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

エ　生コン納品書（伝票）の扱い

・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。

・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。

オ　コンクリートの養生

・水セメント比の改訂に伴い、発熱によるクラック防止のため散水・むしろ養生を十分におこなうこと。

（5）電子ﾃﾞｰﾀの製作・縮刷版の製本

・技術管理費には、ﾄﾝﾈﾙ・橋梁・砂防・その他以下に指定した構造物に関して、電子ﾃﾞｰﾀ(2 組)の製作費と縮刷版(3 部)の製本費が含まれているので、しゅん工検査時に提出すること。

（Ｈ１８以降マイクロフィルムから電子データに仕様変更）

（6）工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、一括承認済の材料は「材料承認願い」の提出は不要である。

（7）管理図または度数表・ヒストグラム

・出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

13　その他

（1）構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

（2）暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）から不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

（3）不正軽油撲滅対策

・軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適性な軽油を使用すること。

（4）主任技術者または監理技術者の専任

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

（5）動作運転確認内容については、施工計画書提出時に監督員と協議すること。

（6）遵守事項

「指導事項」を遵守すること。

「指導事項」

（1）建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たす　とともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（2）建設工事の適正な施工の確保について

一　「建設業法」（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日律第 127 号）（以下「適正化法」という。）第 12 条により、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は、適用しない。

ア．契約約款第 7 条により発注者から直接建設工事を請負った（元請）が下請負契約を締結した場合には、下請負契約金額に関わらず下請負人通知書を提出するものとする。下請負人通知書は、施工計画書、施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後、変更があった場合はその都度提出するものとする。

◆提出物 …「下請負人通知書」

イ．建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定により、特定建設業者（元請）は工事を施工するために締結した下請契約の総額（契約が 2 以上あるときはその合計）が、3,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けなくてはならない。なお、下請負契約の金額の基準に満たない場合でも施工体制台帳を作成するものとする。なお、この取り扱いは、請負人（元請）が一般建設業者である場合についても同様とする。

ウ．「適正化法」第 13 条第１項及び第３項の規定により、請負者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出すること。また、同条第 3 項の規定により施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し工事関係者及び公衆が見やすい場所へ掲げるとともに、その写しを発注者に提出すること。また、施工体制台帳の内容が変更になった場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければならない。

◆提出物 …「施工体制台帳」「施工体系図」の写し

●掲示物 …「施工体系図」

エ．建設業法第 3 条第１項のただし書きにより、500 万円以上の工事を下請けさせる場合は、下請け業者は建設業の許可を有するものに限る。

二　建設業法第２６条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

◆提出物 …「現場代理人及び主任技術者等の通知」

ア．建設業法第 26 条第１項の規定により、一般建設業者（監理技術者をおかなければならない特定建設業者を除くすべての建設業者）は元請又は下請のいかんを問わず、すべて主任技術者を置かなければならない。

イ．建設業法第 26 条の２第１項及び第２項の規定により、土木工事業者は当該土木一式工事の内容である他の建設工事（各部分的専門工事）を自ら施工する場合は、当該工事に関し専門技術者（主任技術者の資格を有する者）を工事現場におき、工事施工の技術上の監理を行わせなければならない。（専門工事の資格者であれば兼務できる。）

■記載する物 …「施工体制台帳」「施工体系図」

三　請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

◆提出物 …「建退共制度の発注者用掛金収納書」

四　一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（3）労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

（4）建設業退職金共済制度について

一　建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三　請負代金の額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に道路公社理事長あてに提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

◆提出物 …「建退共制度の発注者用掛金収納書」

四　建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
七　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（5）ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について
一　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
二　過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
三　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
四　さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
五　過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
六　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
七　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
八　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
九　以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
十　上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

１４　質疑について

公告文を参照すること。

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、（表－１）に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

（表－１）排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 （閲覧設計書等で２次基準値と表示している機種については、２次基準値を標準とする工種です。）

○資材単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたっては、「長野県建設工事等設計単価（平成２４年度実施設計単価表）」や積算資料５月号(財団法人経済調査会）及び建設物価５月号（財団法人建設物価調査会）に設定されている単価や見積りにより予定価格を算出しています。 「長野県建設工事等設計単価」は、合同庁舎行政情報コーナー（県庁行政情報センター）や県立図書館において閲覧できます。

見積り単価は以下の見積り単価一覧表のとおりです。なお、使用した単価は予定価格算出のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

見 積 単 価 一 覧 表

名　　称	規格・形状	単位	単　　価	備　　考
油入変圧器	3φ150kVA　6600V/440V	台	1,040,000	温度計付
油入変圧器	3φ300kVA　6600V/440V	台	1,630,000	温度計付
ＬＢＳ（消耗品雑材含む）	7.2kV　200A	台	41,700	ヒューズ動作表示スイッチ付
ＬＢＳヒューズ	7.2kV　50A	本	7,710	
ＬＢＳヒューズ	7.2kV　60A	本	8,620	
処分費		式	70,000	